

# 共同利用施設災害復旧事業の補助率

発災

農林水産業共同利用施設災害復旧事業は、暫定措置法第3条に補助率が規定されているが、**激甚法**による激甚災害指定を受けた災害及び同政令第19条により特別の財政援助が必要と認められる地域にあっては同法第6条により補助率がかさ上げされる仕組みとなっている。

発災と同時に

## 激甚災害指定なし

中央防災会議が定める激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を満たさない災害

採択基準  
40万円以上

暫定法に基づく  
補助率  
**2/10**

中央防災会議の意見聴取を経て政令指定

通常  
1ヶ月～  
2ヶ月程度

## 激甚災害指定

その都度  
政令指定

1. 災害名
2. 実施される措置
- (3. 地域(早期局地激甚災害))

採択基準  
40万円以上

激甚災害指定による特例補助率

40万円まで部分  
**3/10**  
40万円を越える部分  
**5/10**

年度末

※局地激甚災害は  
年度末に指定

## 告示地域

特別の財政援助を行う  
市町村として  
**農林水産大臣が告示**

被災市町村の補助金を除く、年間災害復旧事業費の関係農家1戸当たり負担額が2万円を越える場合または天災融資法の特別被害農林漁業者の総数が市町村内の被害農林漁業者の総数の30%以上  
(**激甚法施行令第14条第1項第1号に該当 → 同令第19条第1項第1号に該当**)及び**同令第1項第5号に該当**)

採択基準

特例  
**13万円**  
以上

告示地域の  
特例補助率

40万円まで部分  
**4/10**  
40万円を越える部分  
**9/10**